

登園証明書（医師）

・登園にあたり、医師が記入した登園証明書が必要な感染症

○印	病名	出席停止期間
1	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
2	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
3	風疹（三日はしか）	すべての発疹が消失するまで
4	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化するまで
5	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物性物質製剤による5日間の治療を終了するまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）・アデノウイルス	解熱し、咽頭炎・結膜炎の消失後2日を経過するまで
8	結核	医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで
9	流行性角結膜炎（流行目）	医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで
11	腸管出血性感染症（O-157）	医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで

タムスわんぱく保育園川口

児童氏名

病名

月 日から登園してもよいことを証明します。

年 月 日

医療機関名

医師名

㊞

登園証明書（保護者）

・医師の登園許可が出た上で、保護者が記入した許可書が必要な感染症

○印	病名	登園の目安
1	手足口病	解熱した後、口内炎と潰瘍の影響がなく通常の食事がとれること
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好になるまで
3	伝染性紅斑（りんご病）	解熱し、発疹以外の症状がなくなるまで
4	ヘルパンギーナ	解熱した後、口内炎と潰瘍の影響がなく通常の食事がとれるようになるまで
5	感染性胃腸炎（ノロ・ロタなど）	医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで
6	マイコプラズマ肺炎	熱や激しい咳が治るまで
7	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好になるまで
8	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過してから ※無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
9	ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状が消失し全身状態が良好になるまで

タムスわんぱく保育園川口

児童氏名

病名

医療機関名

医師名

年 月 日 保護者氏名